3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県延岡市北川町川内名字荒谷山二〇九七、字東十亀山二二〇三の二、字西十亀山二二二六の一、字桑ケ内山二二五六の六、二二五六の二六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第三百号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第二号の規定に基づき、平成二十八年経済産業省告示第四号（中小企業信用保険法第二条第五項第二号の事業活動の制限を指定し、事由を定める件）を次のように改正する。

平成二十八年十二月二十一日

経済産業大臣　世耕　弘成

1　事業活動の制限

ロシア連邦排他的経済水域におけるさけ・ます類の流し網漁業の禁止に伴い当該漁業を営む者（以下「特定漁業者」という。）が平成二十八年一月一日から実施している当該漁業の操業の制限

2　事由

次のいずれかに該当する中小企業者の、1の事業活動の制限が開始された日以降、いずれか一月間の売上高、販売数量等の減少率の実績が過去三年間における各年のいずれかの同月比十パーセント以上であり、かつ、その後の二月を含む三月間の売上高、販売数量等の減少率の実績又は見込みが過去三年間における各年のいずれかの同期比十パーセント以上であること

一　特定漁業者と直接的に取引を行っており、かつ、特定漁業者の事業活動に二十パーセント以上依存している中小企業者

二　特定漁業者と間接的に取引を行っており、かつ、特定漁業者の事業活動に二十パーセント以上依存している中小企業者

三　北海道根室市に事業所を有する中小企業者

3　指定期間

平成二十八年一月一日から平成二十九年六月三十日まで

○国土交通省告示第千四百三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十二月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中尾川（八）

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

長崎県南松浦郡新上五島町榎津郷

字城山前　二七一番六から二七一番九まで

二七一番一及び二七一番一二

字城山下　二九四番六から二九四番八まで

二九六番三及び二九六番四

三〇四番七

三〇四番一〇及び三〇四番一一

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

長崎県南松浦郡新上五島町榎津郷

字城山前　二九〇番地先河川敷　一号

二八九番八地先河川敷　二号

二七二番一　三号及び四号

二六八番　五号

二七一番八　六号及び七号

字城山下　二九四番八　八号及び十号

二九四番七　九号

三〇四番一一　十一号

三〇四番一　十二号

三〇九番一　十三号

三一七番地先道路敷　十四号

二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

浜田川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長崎県壱岐市勝本町立石南触

字濱田　一一八〇番一　一号

一一八四番一　十三号

字宇戸　一二六四番　二号

一二七一番二　六号

一二七四番四　七号

一二六一番地先道路敷　八号から十一号まで

一二六〇番一　十二号

長崎県壱岐市勝本町百合畑触

字石岩元　二八番三　三号

二六番一　四号

二六番三　五号

三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

草住川（ロ）

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

長崎県長崎市草住町

二八八番及び二八九番

長崎県長崎市京太郎町

六〇番

六六番から六八番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

長崎県長崎市草住町

二八九番　一号及び二号

長崎県長崎市京太郎町

六〇番　三号

六五番　四号

四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

妙泉寺川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

長崎県五島市富江町松尾

一〇〇六番一

一〇〇六番六

一〇〇六番二一

一〇〇六番二三

一〇〇六番二五

一〇〇六番四三

一〇〇七番一三及び一〇〇七番一四

一〇〇七番一六

字妙泉寺山

一六六三番一

一六六四番及び一六六五番

長崎県五島市富江町山手

字内山　一三三六番

五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山口谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十二年建設省告示第千五百十八号で指定した土地の区域を除く。）

長崎県諫早市湯野尾町

二一九一番　一号及び二号

二二〇六番　三号

二二二四番　四号

二二三〇番一　五号

二二三一番　六号及び七号

二二三一番地先道路敷　八号

二二五二番　九号

二二四三番一地先道路敷　十号